

社会福祉法人パール 訪問介護事業所「パールケア」

訪問介護契約書

<令和3年4月1日現在>

_____様（以下「利用者様」）と社会福祉法人パール 訪問介護事業所「パールケア」（以下「パールケア」）は、訪問介護サービスについて次の通り契約いたします。

○第1条（契約の目的）

パールケアは、利用者様が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営んでいただけるように訪問介護サービスを提供します。また利用者様は、パールケアにそのサービスに対する料金をお支払いいただきます。

○第2条（契約期間と契約の終了）

- 1 契約期間は_____年_____月_____日から、利用者様の要介護認定の有効期間満了日までです。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者様からパールケアに対して申し出がない場合、契約は自動更新されます。ただし、利用者様の病状の急変等による入院など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 3 パールケアにおいて、やむを得ない事情がある場合、利用者様に契約終了日の1ヶ月前に理由を示した文書で通知し、この契約を解約することができます。
- 4 利用者様は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①パールケアが正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ②パールケアが利用者様の名誉を著しく傷つけた場合
 - ③パールケアが利用者様やそのご家族に、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 5 パールケアは、利用者様又はご家族が、パールケアやパールケアの訪問介護員に対して本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文書で通知しこの契約を解約することができます。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者様が病院や介護保健施設等に入院・入所しご自宅に戻る予定がない場合。
 - ②要介護区分が、非該当・要支援1・要支援2と認定された場合
 - ③死亡された場合
 - ④利用者様がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上滞納し、再度請求したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合

○第3条（訪問介護計画）

パールケアは、利用者様の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。パールケアはこの「訪問介護計画」の内容を利用者様に説明し、文書による同意を受けます。

○第4条（料金）

- 1 パールケアが提供する訪問介護サービスに対する料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものです。
- 2 パールケアは、当月利用料金の請求兼領収書を、翌月の20日前後に利用者様に送付します。当月利用料金は、27日(土日祝日の場合はその後日)に利用者様の支払い指定口座より引落しいたします。尚、指定口座は、社会福祉法人パールの諸事業を利用される際、最初に指定いただいた口座となります。※現金での回収は対応できないため口座登録完了時にまとめて引落しさせて頂く場合がございます。

